

【別紙1】浅口市広報媒体広告掲載取扱要綱 抜粋

(広告掲載の範囲)

第3条 次のいずれかに該当するものは、広告掲載しないものとする。

- (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 政治又は宗教活動に関するもの
- (6) 市民に不快感又は危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 個人又は団体等の名刺広告若しくは意見広告
- (8) 過剰に購買意欲をそそる表現、市が推奨しているかのような表現又は根拠のない優位性をうたった表現を含むもの
- (9) 射幸心をあおるもの
- (10) クーポンとして使用できるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが不相当と市長が認めるもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの
- (2) 消費者金融又は先物取引等に関するもの
- (3) 訪問販売に類するもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) 法令に定めのない医療類似行為に関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をする業種又は事業者として不相当と市長が認めるもの

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 市長は、申込書の提出があったときは、第3条及び第4条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

2 市長は、前項の審査により、掲載することが適当と判断した広告について掲載の可否を決定する。

3 前項の場合において、募集枠数を超えての広告掲載の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、浅口市広報媒体広告掲載決定・不決定通知

書(様式第2号)により申込人に通知するものとする。

5 第3項の規定による抽選の結果、抽選に外れた申込人は、広告の募集枠数が満たない場合に限り、規格を変更して広告を掲載することができる。

6 市長は、広告掲載の可否を決定するに当たり、疑義が生じたときは、浅口市広報広告審査委員会に諮るものとする。

(浅口市広報広告審査委員会)

第19条 広告掲載の適否を審査するため、浅口市広報広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は、企画財政部長をもって充て、委員は、総務課長、財政課長、市民課長、産業振興課長及びひとづくり推進課長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、委員に事故があるとき又は委員が欠けたときは、速やかに当該委員の職務を代理する者を選任するものとする。

(委員会の会議)

第20条 委員会の会議は、広告掲載の適否に疑義が生じた場合において、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員長は、広報公聴担当課長を会議に出席させ、意見又は説明を求めるものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に係る課長の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。